

JIS

家庭用及びこれに類する用途の機器用ケーブル 第 2-1 部：ミシン用ケーブル

JIS C 8283-2-1 : 2021

令和 3 年 1 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎博之	東京大学
(委員)	青木真理	川崎市地域女性連絡協議会
	青柳恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩本光正	東京工業大学
	上原京一	IEC/ACTAD 議長 (東芝エネルギーシステムズ株式会社)
	加藤正樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	熊田亜紀子	東京大学
	菅弘史郎	電気事業連合会
	藤原昇	一般社団法人電気学会
	松岡雅子	株式会社 UL Japan
	山田美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	渡邊信公	一般社団法人電気設備学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.9.20 改正：令和 3.1.20

官 報 掲 載 日：令和 3.1.20

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 一般要求事項	2
5 試験に関する一般注意事項	2
6 定格	2
7 機器用カブラの分類	2
8 表示	3
9 寸法及び適合性	3
10 感電に対する保護	4
11 接地の装備	4
12 端子及び終端	4
13 構造	4
14 耐湿性	5
15 絶縁抵抗及び耐電圧	5
16 コネクタ及び機器用アウトレットの挿入及び引抜きに必要な力	5
17 コンタクトの動作	5
18 高温用及び超高温用機器用カブラの耐熱性	5
19 開閉性能	5
20 通常操作	6
21 温度上昇	6
22 コード及びその接続	6
23 機械的強度	7
24 耐熱性及び耐劣化性	7
25 ねじ，通電部及び接続部	7
26 空間距離，沿面距離及び固体絶縁	7
27 絶縁材料の耐熱性，耐火性及び耐トラッキング性	8
28 耐腐食性	8
29 電磁両立性（EMC）要求事項	8
附属書	9
附属書 JC（参考）JIS と対応国際規格との対比表	10
解 説	13

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8283-2-1:2008** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8283 規格群（家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ）は、次に示す部で構成する。

JIS C 8283-1 第 1 部：一般要求事項

JIS C 8283-2-1 第 2-1 部：ミシン用カプラ

JIS C 8283-2-3 第 2-3 部：IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラ

JIS C 8283-2-4 第 2-4 部：機器の質量によってかん（嵌）合するカプラ

JIS C 8283-2-101 第 2-101 部：電熱機器用カプラ

JIS C 8283-3 第 3 部：スタンダードシート及びゲージ

家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー

第 2-1 部：ミシン用カプラー

Appliance couplers for household and similar general purposes—
Part 2-1: Sewing machine couplers

序文

この規格は、2018 年に第 3 版として発行された IEC 60320-2-1 を基とし、我が国の配電事情などを考慮し、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

この規格は、JIS C 8283-1（家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 1 部：一般要求事項）と併読する規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JC に示す。

1 適用範囲

置換（箇条 1 の全てを、次に置き換えて適用する。）

この規格は、家庭ミシン用の特殊な機器用カプラーで、定格電圧 250 V 以下、定格電流 3.0 A 以下の交流専用のミシン用カプラーについて規定する。

ミシン用カプラーは制御部品又はミシン動作用の回路によって 2 個以上の極（コンタクト又はピン）があってもよく、また、接地極（コンタクト又はピン）はあってもなくてもよい。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60320-2-1:2018, Appliance couplers for household and similar general purposes—Part 2-1: Sewing machine couplers (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

引用規格は、次によるほか、JIS C 8283-1 の箇条 2（引用規格）による。

JIS C 3010 電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

注記 この規格は、電気用品安全法の電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（20130605 商局第 3 号）の別表第一を技術内容を変えずに JIS としたものである。

JIS C 8283-1 家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 1 部：一般要求事項